

新潟県産業廃棄物税条例をここに公布する。

新潟県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(2) 最終処分業者 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の埋立処分をその事務として行う市町村及び地方公共団体の組合並びに廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事又は廃棄物処理法第24条の2第1項の政令で定める市の長の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

(3) 最終処分場 県内に所在する産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設をいう。

(4) 排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該中間処理産業廃棄物を排出する事業者)をいう。

(平15条例95・平18条例11・平23条例13・一部改正)

(賦課徴収等)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は[新潟県県税条例\(平成18年新潟県条例第10号\)](#)の定めるところによる。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。

(平18条例10・平30条例9・一部改正)

(納税義務者)

第4条 産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、当該最終処分業者が設置している最終処分場への搬入に対し、当該排出事業者に課する。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、委託された最終処分業者が、当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合にあつては、当該他の最終処分業者が設置している最終処分場への搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。県外において産業廃棄物の埋立処分を業として行う者が、排出事業者から埋立処分を委託され、当該埋立処分を最終処分業者に委託した場合にあつても、同様とする。

3 [前2項](#)に定めるもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出する産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への搬入に対し、当該排出事業者に課する。

(課税標準)

第5条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率等)

第6条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令第6条の17第2項第9号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。

(平17条例56・平30条例9・一部改正)

(徴収の方法)

第7条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、[第4条第3項](#)に規定する場合又は特別の事情により知事がこれにより難いと認める場合は、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者等)

第8条 最終処分業者を、産業廃棄物税の特別徴収義務者とする。

2 知事は、[前項](#)の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 [前2項](#)の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入の手續)

第9条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、[次の各号](#)に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、[当該各号](#)に定める期限までに規則で定める納入申告書を知事に提出するとともに、納入書によってその納入金を納入しなければならない。ただし、当該特別徴収義務者が設置する最終処分場のすべてを廃止し、休止し、譲渡し、又は貸し付けた場合においては、その廃止、休止、譲渡又は貸付け(以下「全部廃止等」という)の日から1月以内に、全部廃止等の日までに徴収すべき産業廃棄物税額を申告納入しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 1月末日

2 知事は、必要と認める場合は、別に定める期間内において徴収すべき産業廃棄物税について、知事の指定する期限までに、[前項](#)の規定による申告納入をさせることができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 [第8条第1項](#)の規定による特別徴収義務者は産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、[同条第2項](#)の規定により指定された特別徴収義務者はその指定された日から3日以内に、規則で定める申請書により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2 知事は、[前項](#)の登録の申請を受理した場合においては、特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するとともに、規則で定める証票を最終処分場ごとに交付するものとする。

3 [前項](#)の規定により登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から10日以内に、規則で定める登録変更申請書により、登録の変更を申請しなければならない。

4 知事は、[前項](#)の登録の変更の申請を受理した場合においては、変更事項を登録するとともに、必要に応じて[第2項](#)の証票を交付するものとする。

5 [第2項](#)及び[前項](#)の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 [第2項](#)及び[第4項](#)の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 [第2項](#)及び[第4項](#)の証票の交付を受けた者は、その証票に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返さなければならない。

(徴収猶予)

第11条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を[第9条](#)の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 [前項](#)の規定により徴収猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は[第1項前段](#)の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は[第1項後段](#)の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 知事は、[第1項](#)の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(平27条例59・一部改正)

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、[前条](#)の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 [前項](#)の規定により徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、[第1項](#)の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、[第1項](#)の規定による申請を受理した場合においては、[同項](#)又は[前項](#)に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納入金の還付)

第13条 [第4条第2項](#)の場合において、知事は、産業廃棄物の埋立処分を他の最終処分業者に委託した最終処分業者が、既に特別徴収義務者として産業廃棄物税額を納入しているときは、当該委託した最終処分業者の申請により、その産業廃棄物税額に相当する額を還付するものとする。

2 [前条第2項](#)から[第4項](#)までの規定は、[前項](#)の還付について準用する。

(申告納付の手続)

第14条 [第7条ただし書](#)の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者は、[次の各号](#)に掲げる期間において納付すべき産業廃棄物税について、[当該各号](#)に定める期限までに規則で定める納付申告書を知事に提出するとともに、納付書によってその申告した税額を納付しなければならない。ただし、当該産業廃棄物税を申告納付すべき者が設置する最終処分場のすべてを廃止し、休止し、譲渡し、又は貸し付けた場合においては、その全部廃止等の日から1月以内に、全部廃止等の日までに納付すべき産業廃棄物税を申告納付しなければならない。

(1) 1月1日から3月31日まで 4月末日

(2) 4月1日から6月30日まで 7月末日

(3) 7月1日から9月30日まで 10月末日

(4) 10月1日から12月31日まで 1月末日

2 知事は、必要と認める場合は、別に定める期間内において納付すべき産業廃棄物税について、知事の指定する期限までに、[前項](#)の規定による申告納付をさせることができる。

(申告納税義務者としての登録)

第15条 [第7条ただし書](#)の規定により産業廃棄物税を申告納付する場合において、[第4条第3項](#)の排出事業者は自ら設置している最終処分場において埋立処分するために搬入を開始しようとする日の5日前までに、特別の事情により知事が特別徴収により難いと認めた者は産業廃棄物を最終処分場に搬入した日から3日以内に、規則で定める申請書により、産業廃棄物税の申告納税義務者としての登録を申請しなければならない。

2 知事は、[前項](#)の登録の申請を受理した場合には、申告納税義務者として登録し、その旨を当該申告納税義務者に対し通知するものとする。

3 [第10条第3項](#)の規定は、[前項](#)の登録を受けた事項に変更を生じた場合について準用する。

(期限後申告及び修正申告納付)

第16条 [第14条第1項](#)の規定により納付申告書を提出すべき者は、当該納付申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知があるまでは、[第14条第1項](#)の規定により申告納付することができる。

2 [第14条第1項](#)又は[前項](#)の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

第17条 削除

(平18条例42)

(不足金額等の納入等)

第18条 特別徴収義務者及び申告納税義務者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、課税標準額若しくは税額の更正若しくは決定の通知、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに、納入し、又は納付しなければならない。

(平18条例42・一部改正)

(納税管理人)

第19条 特別徴収義務者等は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下「住所等」という。)を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、規則で定める申告書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第20条 [前条第2項](#)の認定を受けていない特別徴収義務者等で[同条第1項](#)の承認を受けていないものが[同項](#)の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 [前項](#)の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日の翌日から10日以内とする。

(平15条例95・平23条例10・平23条例32・一部改正)

(平23条例10は失効)

(帳簿等の保存の義務)

第21条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入又は自ら設置している最終処分場への埋立処分のための搬入について、次に掲げる事項を最終処分場ごとに帳簿に記載し、その帳簿を[第9条第1項](#)若しくは[第2項](#)に規定する納入申告書の提出期限又は[第14条第1項](#)若しくは[第2項](#)に規定する納付申告書の提出期限から5年間保存しなければならない。この場合において、当該帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、別に知事が定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもって当該帳簿の保存に代えることができる。

(1) 産業廃棄物の搬入年月日

(2) 搬入された産業廃棄物の重量

(3) その他知事が必要と認める事項

(令3条例6・一部改正)

(税収の使途)

第22条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(課税地等)

第23条 産業廃棄物税の賦課徴収に関する[新潟県県税条例](#)の適用については、[同条例第4条第2項](#)中「狩猟税」とあるのは「狩猟税及び産業廃棄物税」と、[同条例第8条第2項第2号](#)中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地(産業廃棄物税に係る徴収金にあつては、最終処分場の所在地)」と、[同条例第9条第1項](#)中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県産業廃棄物税条例(平成15年新潟県条例第85号)」と、[同条例第2項第2号](#)中「及び軽油引取税」とあるのは「軽油引取税及び産業廃棄物税」とする。

(平16条例34・平18条例10・平21条例15・一部改正)

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第93号で平成16年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用する。

3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に埋立処分の業を開始するものとみなして、[第10条第1項](#)の規定を適用する。この場合において、[同項](#)中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場において埋立処分するために搬入を開始するものとみなして、[第15条第1項](#)の規定を適用する。この場合において、[同項](#)中「自ら設置している最終処分場において埋立処分するために搬入を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

5 [第10条第1項](#)に規定する登録の申請並びに[同条第2項](#)に規定する登録、通知及び証票の交付は、施行日前においても行うことができる。

6 [第15条第1項](#)に規定する登録の申請並びに[同条第2項](#)に規定する登録及び通知は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

7 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成15年条例第95号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第10号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項から附則第4項までの規定は平成19年4月1日から、第2条及び第3条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成21年4月1日)

(この条例の失効)

- 9 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

附 則(平成23年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中新潟県県税条例第96条の改正並びに第2条及び附則第3項の規定 改正法附則第1条第1号に定める日

(罰則に関する経過措置)

- 3 附則第1項第2号に掲げる改正及び規定の施行前にした行為並びに改正法附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び改正法附則の規定によりなお効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に係る地方税に係る同号に掲げる改正及び規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新潟県税条例及び第2条の規定による改正後の新潟県産業廃棄物税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(附則第4項の規定により、この条例の規定の一部は失効)

附 則(平成23年条例第13号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新潟県県税条例第96条の改正並びに第2条及び附則第3項の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(罰則に関する経過措置)

- 3 附則第1項第1号に掲げる改正及び規定の施行前にした行為並びに改正法附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び改正法附則の規定によりなお効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に係る地方税に係る同号に掲げる改正及び規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第59号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 略
  - (2) 第1条中新潟県県税条例第56条の改正並びに第2条並びに附則第4項及び第5項の規定 改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日  
(施行の日=令和4年1月1日)  
(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法の特例に関する経過措置)
- 5 第2条の規定による改正後の新潟県産業廃棄物税条例(以下「新産業廃棄物税条例」という。)第21条の規定は、附則第1項第2号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に保存が行われる同条に規定する帳簿について適用する。  
(この条例の失効)
- 7 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新県税条例及び新産業廃棄物税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。